

戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町会・自治会が、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進する活動等に要する費用の一部について、予算の範囲内で戸田市町会・自治会活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域社会において重要な役割を担う町会・自治会の活動の活性化を図り、もって地域コミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会会館等 町会・自治会が活動の拠点として管理し、及び利用する施設をいう。
- (2) デジタル環境 インターネットを整備し、無線LANを使用することができる環境をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、市内の町会・自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 行政連絡活動費 町会・自治会が地域の円滑な交流の促進、また地域内及び地域と行政との連絡調整、町会・自治会の未加入世帯への加入促進等の地域の振興を図ることを目的とする事業（次号に規定する事業は除く。）
- (2) デジタル環境維持管理費 インターネットプロバイダーとの契約等の町会会館等のデジタル環境の維持管理を行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定める経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 行政連絡活動費 神社祭礼や祭事などの特定の宗教行事に関する経費、懇親を目的とした慰労会や賀詞交換会等での飲食費（事業活動に付随する茶菓料等は除く。）、来賓等への接待費（飲食費・交通費・土産

代等)、寄付金・募金・協賛金、他団体への会費・交際費・祝金、積立金・繰越金・予備費その他補助対象経費として適切でないと市長が認めるもの。

(2) デジタル環境維持管理費 接続機器レンタル料、オプション料、違約金その他補助対象経費として適切でないと市長が認めるもの

2 本市の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けている場合は、補助を受けている部分について補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 行政連絡活動費に係る補助対象経費の額又は25,000円に当該町会・自治会への加入世帯数に440円を乗じて得た額及び加入を促進する活動を行った未加入世帯数に220円を乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額

(2) デジタル環境維持管理費に係る補助対象経費の額又は96,000円のいずれか低い額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町会・自治会(以下「申請町会・自治会」という。)は、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(行政連絡活動費の場合に限る。)

(2) 収支予算書(行政連絡活動費の場合に限る。)

(3) 前年度決算書(行政連絡活動費の場合に限る。)

(4) 見積書もしくは月額費用が分かる書面(デジタル環境維持管理費の場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは戸田市町会・自治会活動支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めるときは戸田市町会・自治会活動支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請町会・自治会に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 申請町会・自治会は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付申請変更等届出書(第4号様式)を市長に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた町会(以下「交付決定町会・自治会」

という。)は、補助対象事業の終了後速やかに、戸田市町会・自治会活動支援補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書(行政連絡活動費の場合に限る。)
- (2) 補助対象経費の支払額が分かる書類(デジタル環境維持管理費の場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは、戸田市町会・自治会活動支援補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定町会・自治会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定町会・自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付請求書(第7号様式)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付を受けた町会の責務)

第13条 補助金の交付を受け、補助対象事業を実施した町会・自治会は、良好な地域コミュニティの醸成及び活発な活動に努めるとともに、適切な町会・自治会運営に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の第4号様式、第5号様式及び第7号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式（第7条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

町会・自治会名

町会長・自治会長氏名



戸田市町会・自治会活動支援補助金要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助種別 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
(該当するものに○をしてください。)

- 2 事業費（予算額）

	(1) 行政連絡活動費		円
	(2) デジタル環境維持管理費		円

- 3 補助金申請額

	(1) 行政連絡活動費		円
	(2) デジタル環境維持管理費		円

- 4 添付書類

	(1) 事業計画書（行政連絡活動費の場合に限る。）		
	(2) 収支予算書（行政連絡活動費の場合に限る。）		
	(3) 前年度決算書（行政連絡活動費の場合に限る。）		
	(4) 見積書もしくは月額費用が分かる書面（デジタル環境維持管理費の場合に限る。）		
	(5) その他市長が必要と認める書類		

第2号様式（第8条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金交付決定通知書

第 年 月 日

町会・自治会名
町会長・自治会長氏名

様

戸田市長 氏 名 

年 月 日付けで申請のあった戸田市町会・自治会活動支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補 助 種 別 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
(該当するものに○をしてください。)
- 2 補 助 対 象 金 額 (1) 行政連絡活動費 円
(2) デジタル環境維持管理費 円
- 3 補助金の交付決定額 (1) 行政連絡活動費 円
(2) デジタル環境維持管理費 円
- 4 交 付 番 号

(注)

- (1) 戸田市町会・自治会活動支援補助金交付申請書の記載事項に変更があるときは、事前に連絡すること。
- (2) 補助事業が完了したときは、速やかに戸田市町会・自治会活動支援補助金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金不交付決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

町会・自治会名
町会長・自治会長氏名

様

戸田市長 氏 名 

年 月 日付で申請のあった戸田市町会・自治会活動支援補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

不交付の理由

第4号様式（第9条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金交付申請変更等届出書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

町会・自治会名

町会長・自治会長氏名



年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた戸田市町会・自治会活動支援補助金について、下記の理由により、交付申請を（変更し・取り下げ）ます。

記

- 1 補 助 種 別 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
（該当するものに○をしてください。）
- 2 交 付 番 号
- 3 事 業 内 容
- 4 変更又は取り下げの理由

第5号様式（第10条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

町会・自治会名
町会長・自治会長氏名



年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた戸田市町会・自治会活動支援補助金について、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 補助種別 | 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
(該当するものに○をしてください。) | |
| 2 交付決定額 | (1) 行政連絡活動費 | 円 |
| | (2) デジタル環境維持管理費 | 円 |
| 3 補助対象経費 | (1) 行政連絡活動費 | 円 |
| | (2) デジタル環境維持管理費 | 円 |
| 4 交付番号 | | |
| 5 添付書類 | (1) 決算書（行政連絡活動費の場合に限る。）
(2) 補助対象経費の支払額が分かる書類（デジタル環境維持管理費の場合に限る。） | |

第6号様式（第11条関係）

第 年 月 号
日

町会・自治会名
町会長・自治会長氏名 様

戸田市長 氏 名 印

戸田市町会・自治会活動支援補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定をした戸田市町会・自治会活動支援補助金について、下記のとおり交付金額を確定したので、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 補助種別 | 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
(該当するものに○をしてください。) | |
| 2 交付決定額 | (1) 行政連絡活動費 | 円 |
| | (2) デジタル環境維持管理費 | 円 |
| 3 補助対象経費 | (1) 行政連絡活動費 | 円 |
| | (2) デジタル環境維持管理費 | 円 |
| 4 補助金確定額 | | 円 |
| 5 交付番号 | | |

第7号様式（第12条関係）

戸田市町会・自治会活動支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）
戸田市長

町会・自治会名
町会長・自治会長氏名



年 月 日付け 第 号により交付確定（決定）を受けた戸田市町会・自治会活動支援補助金について、戸田市町会・自治会活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助種別 行政連絡活動費・デジタル環境維持管理費
（該当するものに○をしてください。）
- 2 補助金確定（決定）額 円
- 3 補助金請求額 円
- 4 交付番号